

平成24年第1回八峰町議会臨時会会議録

平成24年5月14日（月曜日）

議事日程第1号

平成24年5月14日（月曜日）午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 議案第53号 専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町一般会計補正予算（第12号））
 - 第5 議案第54号 専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号））
 - 第6 議案第55号 専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））
 - 第7 議案第56号 専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））
 - 第8 議案第57号 専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号））
 - 第9 議案第58号 専決処分事項の報告について（八峰町税条例の一部を改正する条例制定について）
 - 第10 議案第59号 専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）
 - 第11 議案第60号 専決処分事項の報告について（平成24年度八峰町一般会計補正予算（第1号））
 - 第12 議案第61号 工事請負契約の締結について
 - 第13 議案第62号 平成24年度八峰町一般会計補正予算（第2号）
-

出席議員（14人）

1番 松岡清悦

2番 見上政子

3番 柴田正高

4番	丸山	あつ子	5番	門脇	直樹	6番	腰山	良悦
7番	皆川	鉄也	8番	福司	憲友	9番	山本	優人
10番	佐藤	克實	11番	阿部	栄悦	12番	鈴木	一彦
13番	芦崎	達美	14番	須藤	正人			

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	小林慶範	企画財政課長	武田武
町民生活課長	金平公明	福祉保健課長	佐々木充
管財課長	鈴木久明	税務課長	小林孝一
教育次長	辻正英	生涯学習課長	金田千秋
産業振興課長	須藤徳雄	農林水産課長	松森尚文
建設課長	田村博	幼児保育課長	伊勢均
農業委員会事務局長	米森博孝	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	工藤金悦		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	嶋津宣美	書記	船山厚子
--------	------	----	------

午前10時00分開会

○議長（須藤正人君）おはようございます。

これより平成24年第1回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、8番福司憲友君、9番山本優人君、10番佐藤克實君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと

と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程題3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せてご報告願います。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 皆さん、おはようございます。

本日平成24年第1回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ議員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき誠にありがとうございます。

今年は雪が多く、気温も低めで農作業への影響を心配しておりましたが、4月後半から気温の高い日が続き、農作業も順調に進んでいるようであります。

さて、4月3日から4日にかけて発生した暴風雨や高波により、被害を受けた方々には心からお見舞い申し上げます。

この暴風雨により住家や非住家、農業用パイプハウス、漁船、水産施設、道路関係施設など広範囲に被害が及んでおります。

町では3日午後8時に災害対策警戒部を設置し、職員を役場に待機させ、警戒態勢を取り、4日早朝から被害状況の確認をすると共に倒木や流木、土砂などの除去をしております。緊急に実施する必要があることから、関係予算を専決処分させていただいております。

それでは今臨時会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第53号、専決処分事項の報告については、平成23年度八峰町一般会計補正予算(第12号)の専決処分報告で、既定額から2,113万2千円を減額して歳入歳出予算の総額を60億3,818万5千円とするもので、歳入の主なものは各種交付金の減額や町債の確定に伴う減額が大きく、歳出の主なものは事業確定に伴う負担金や補助金などの減額となっております。

議案第54号、専決処分事項の報告については、平成23年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告で、既定額に192万1千円を追加して歳入歳出予算の総額を631万円とするもので、歳出の主なものは立木の売り払い収入などの関係地区交付金となっております。

議案第55号、専決処分事項の報告については、平成23年度八峰町営簡易水道特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告で、規定額から500万円を減額して歳入歳出予算の総額を4億6,391万1千円とするもので、歳出の主なものは、事業費確定による観海地区配水管更新工事費の減額となっております。

議案第56号、専決処分事項の報告については、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告で、既定額から22万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億934万2千円とするもので、公債費確定による基金繰入金の減額が主な内容となっております。

議案第57号、専決処分事項の報告については、平成23年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告で、町債の確定に伴う歳入予算の組み替えとこれに伴う歳出予算の財源内訳の変更であります。

議案第58号、専決処分事項の報告については、八峰町税条例の一部を改正する条例制定についての専決報告で、地方税法及び国有財産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う改正であります。

議案第59号、専決事項の報告については、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告で、これにつきましても地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う改正であります。

議案第60号、専決事項の報告については、平成24年度八峰町一般会計補正予算（第1号）の専決報告で、既定額に415万6千円を追加して、歳入歳出予算の総額を57億4,715万6千円とするもので、歳出については、4月3日から4日にかけて発生した暴風雨や高波による倒木や流木、土砂などの除去費用などであります。

議案第61号、工事請負契約の締結については、八森・岩館地区の防災行政無線デジタル化工事の締結について議会の議決を求めるものであります。

議案第62号、平成24年度八峰町一般会計補正予算（第2号）は、既定額に2,255万8千円を追加して、歳入歳出予算の総額を57億6,971万4千円とするもので、歳出の主なものは、4月3日から4日にかけて発生した暴風雨や高波による倒木や土砂などを除去したものの処分費や被害にあった施設の修繕費、農業生産施設や漁業生産施設の復旧事業を支援する補助金、凍上災関係経費などとなっております。

以上、今議会臨時会の議案は10件であります。

詳細については、各議案提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切

なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

- 議長（須藤正人君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第53号、専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。当局の説明を求めます。伊藤副町長。

- 副町長（伊藤 進君） おはようございます。

それでは、議案第53号についてご報告いたします。

議案第53号、専決事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度八峰町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成24年5月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

そういうことで、先ほど町長の報告にもありましたように、ほとんどが事業確定並びに確定見込みによる専決でありますのでなんとかよろしく願いいたします。

それでは朗読します。

専決処分第2号、専決処分書。

地方自治法179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日

八峰町長 加藤 和夫

平成23年度八峰町一般会計補正予算（第12号）ということで、既定額からそれぞれ2,113万2千円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億3,818万5千円とするものであります。

そういうことで、事業確定に伴いまして、第2条のところでは、繰越明許費の追加の補正があり、第3条では地方債の額に変更もございました。

それではですね、6ページの方をお願いします。

地方債の補正ということで追加ですけども、農業農村整備事業（県営事業負担金）ということで、限度額を420万円とするものであります。

それから、地方債の変更につきましては、過疎対策事業ということで、これにつき

ましても補正後の金額を3億3,660万円にするということで、2,100万円減額するというものであります。この関係については、この後の歳入の16ページに出てまいります。

臨時財政対策債、これも520万円を減額して、9,800万円にするというものであります。それから、広域組合消防設備事業負担金ということで、これも消防工作車を買ったので確定したので50万円減額するというものであります。いずれ関連につきましては16ページに出てまいりますので、そちらをご覧ください。

そういうことで、10ページの方をご覧ください。

歳入です。これほとんど確定によるものです。

2款2項1目自動車重量贈与税68万2千円の減額であります。

それから3款1項1目利子割交付金、これも42万円の減額であります。

それから8款1項1目自動車取得税交付金、これは172万6千円の減額であります。

それから9款1項1目の地方特例交付金、これは51万9千円の減額であります。内訳につきましては、児童手当特例交付金が115万6千円の増。それから減収補てん特例交付金が167万4千円の減額であります。

それからその次の12ページ、11款1項1目交通安全対策特別交付金、これは15万5千円の減額であります。その次の14款2項3目の土木費国庫補助金、1,450万円の増額でありますけれども、これはこの度の大雪で臨時市町村道除雪費補助金ということで、1,450万円が入ってきたということであります。

それから15款2項5目の農林水産費県補助金12万1千円、これは事業確定によるものでございます。これは森林整備地域活動支援推進事業費補助金であります。

それから、16款1項1目の財産貸付収入ですけれども、これは今調定が確定したものについて80万7千円を補正するというものであります。

14ページ、17款1項1目一般寄付金ですが、300万円の補正ですが、これはハタハタ館からの寄付の分であります。これはまた歳出の方で財調の方に積み立てることになります。

それから18款2項2目の雇用創出基金繰入金、これも確定見込みによって575万円を減額するものであります。

それから15ページ、19款1項1目の繰越金でございますけれども、今回補正財源として3,923万4千円を補正するというものであります。

その次の21款1項の町債ですけれども、1目の総務費、それから農林水産業債、それ

から商工債、土木債、先ほどの地方債補正のところと言った中身がこの金額になるということでもあります。こういう内訳なるということでもあります。あっ、消防債も含めてですね。これが先ほど変更かけた際の内訳であります。

それで歳出ですけども、それぞれの事業確定によりまして、2款1項6目の企画費については、694万5千円を減額すると。主なものは広域の補助金等であります。

それから18ページ、4款4項1目の合併浄化槽施設費ですけども、これも事業確定によって50万円減額するものでございます。これは合併浄化槽の特別会計の繰出金の金額でございます。

それから5款1項4目緊急雇用対策費。575万円の減額補正。これも事業確定による負担金の減額であります。

それから6款1項5目農地費の420万円の補正であります。これは先ほどの地方債の追加のところ420万円というところがありましたけれども、あれの分であります。農地負担金で県営農業水利施設長寿命化対策支援事業負担金の420万円であります。

それから6款2項2目林業振興費ですけども、これも事業確定によって12万7千円賃金を減額するということでもあります。

それから6款3項3目漁港建設費673万円の減額ですが、これも事業確定によって673万円負担金を減額するということでもあります。

7款1項6目ポンポコ山公園管理費ですけども、これも事業確定によって380万円を減額するものであります。内訳については委託料、それから工事請負費、備品購入費の減額でございます。

それから8款2項2目の道路新設改良費をはじめ3目の橋梁維持費、4目の除雪費ですけども、これはここに書いているとおり補正額はありませんが、財源の内訳が変更になったということもございますのでよろしく申し上げます。

それから12款1項2目利子ですけども、これも確定によって、528万7千円の減額であります。

それから13款3項1目財政調整基金費80万7千円ですけども、これにつきましては先ほどの財産収入の土地の貸付代等入って来たものを財調の方に積むというものであります。

それから9目の観光振興基金ですけども、これもハタハタ館から来た300万円をここで基金の方に積むということでもあります。

以上であります。どうかご承認くださるようお願いいたします。

休憩いたします。

午前10時14分 休 憩

午前10時14分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

○議長（須藤正人君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認すること
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第53号は原案のとおり承認さ
れました。

日程第5、議案第54号、専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町沢目財産
区特別会計補正予算（第1号））を議題とします。当局の説明を求めます。鈴木管財
課長。

○管財課長（鈴木久明君） はい、議案第54号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度八峰町沢目財産区特別会計補正
予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報
告し、議会の承認を求めるものである。

平成24年5月14日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページです。

専決処分第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日

沢目財産区管理者 八峰町長 加藤 和 夫

平成23年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ631万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入の部であります。1款財産収入。1項財産運用収入。

あ、5ページからですか。大変失礼いたしました。多少はしよります。

5ページをご覧ください。

2 歳入、1款財産収入、1項財産運用収入、1財産貸付収入。これは171万6千円に対して補正額14万8千円を補正するものであります。

これは電柱敷地貸付収入と土地貸付収入でございます。

1款財産収入、2項財産売払収入、物件売払収入。補正前の額が245万円。これに177万3千円を補正するものであります。1節立木売払収入、立木売払収入として157万4千円の補正。砂利売払収入として19万9千円を計上しております。

6ページをお願いします。歳出につきましては、1款財産区管理会費、1項総務管理費、2目財産管理費394万6千円に対しまして74万5千円の補正であります。内訳といたしましては、負担金補助及び交付金で74万5千円となっております。内訳といたしましては、土地貸付に伴う交付金が10万1千円、利用間伐売払いに伴う交付金が45万4千円、土地等売払いに伴う交付金が19万円となっております。

2款予備費。予備費、補正前10万円に対しまして、117万6千円を補正するものであります。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 砂利売払いについてなんですけど、どこの所を売ったのかと、それに伴う交付はないのかということをお教えください。

○議長（須藤正人君） 鈴木管財課長。

○管財課長（鈴木久明君） これの土地につきましては、目名瀉集落の土であります。で、これは平塚自動車さんの方で石取りの田んぼのところに目名瀉郷中さんと契約を交わしながらそれを土を入れて田んぼに補充させている状態でありまして、交付金につきましては、歳出の6ページですけれども、19万円の中の土地等売払に伴う交付金、この中に入っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 立木の売払い収入157万4千円ありますが、これもどこを売って、どこに支払いするのかをちょっと教えてください。

○議長（須藤正人君） 鈴木管財課長。

○管財課長（鈴木久明君） これにつきましては、売払いの方ですけど水沢山の11番・13番、助川、小割沢これらの立木の売払い収入でございます。

交付金の方につきましては、6ページの2番目ですね、利用間伐売払に伴う交付金、この中にはいってございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） そうしますと、174万5千円から利用間伐が45万4千円ということでございますので、残りはどこに行くことになりますか。

○議長（須藤正人君） 鈴木管財課長。

○管財課長（鈴木久明君） もう一度お願いできますか。

○議長（須藤正人君） 7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） はい。歳入で売払い収入・・・立木の・・・157万4千円ありますね。

○管財課長（鈴木久明君） はい。

○7番（皆川鉄也君） それで、歳出で、利用間伐の売払いは45万4千円よりございせんが、残りはどこに行くのですかと、そういうことです。それとも、交付金の対象にならない売払い収入なのか。そこら付近詳しく教えてください。

○議長（須藤正人君） 鈴木管財課長。

○管財課長（鈴木久明君） はい、それにつきましては、財産区の管理会の方に残る形になります。

95%を管理関係の財産区の方に交付します。5%を事務費としてこの財産区の会計として残る形となります。

よろしいでしょうか。

○議長（須藤正人君） 休憩します。

午前10時24分 休 憩

.....

午前10時31分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

鈴木管財課長。

○管財課長（鈴木久明君） はい、大変お待たせしました。

157万4千円の内訳っていうことでしたけれども、水沢山11番というのが50%の還元でありまして訂正いたします。

水沢山11番につきましては、58万3,841円、それと61万6,637円が収入として入っております。その50%還元でございます。13番山につきましても、154万3,169円が入っておりますけれども、これが95%還元となっております、そのほかに助川・小割沢それぞれ46万9千円と81万1千円の金額が入ってございまして、それから補正前の額を引いたのが157万4千円ということになります。

それで詳しい資料につきましては、後ほど提出させてよろしいでしょうか。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第54号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第55号、専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第55号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成24年5月14日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日

八峰町長 加藤和夫

平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

平成23年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,391万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

6 ページをご覧ください。

歳入、5款1項1目繰越金。前年度繰越金、100万円の補正であります。

7款1項1目町債、1節町債、簡易水道事業債300万円の減額、過疎対策事業債300万円の減額。

それから7ページ、歳出。

2款1項1目八森地区施設改良費、15節工事請負費500万円の減額であります。事業費確定による補正です。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第55号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第56号、専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第56号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成24年5月14日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日

八峰町長 加藤和夫

平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

歳入歳出の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億934万2千円とする。

5ページをご覧ください。

歳入、1款1項1目受益者負担金。84万1千円を補正です。

それから、5款2項1目基金繰入金。1節の基金繰入金、農業集落排水事業債償還基金繰入金106万8千円の減額です。

6 ページをご覧ください。

歳出、1 款 2 項 3 目 埴地区施設管理費。11 節 需用費の光熱水費。22 万 7 千円の減額です。公債費については財源内訳の変更となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第56号は原案のとおり承認されました。

日程第 8、議案第57号、専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号））を議題とします。当局の説明を求めます。
田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第57号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、平成23年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成24年 5 月 14 日 提出

八峰町長 加 藤 和 夫

専決処分第 6 号、専決処分書。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 3 月 30 日

八峰町長 加 藤 和 夫

平成23年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成23年度八峰町の合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定め

るところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

6 ページをご覧ください。

歳入、4款1項1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金50万円の減額補正です。

7款1項1目町債、1節町債。下水道事業債20万円、過疎対策事業債30万円、計50万円の補正です。

歳出の1款3項1目合併処理浄化槽事業費については、財源内訳の変更になっております。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。
3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 23年度はこの事業に何戸加入されたんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） はい、詳しい数字については後ほど調べて報告いたしますが、10戸以上の加入となっています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第57号は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第58号、専決処分事項の報告について（八峰町町税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。当局の説明を求めます。小林税務課長。